広島県報

定期

第95号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

告示

▽救急病院等の認定……（医療対策室）……一
▽生活保護法の規定による医療機関の指定……（社会援護室）……一
▽生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更……（〃）……二
▽生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止……（〃）……二
▽生活保護法の規定による指定施術者の指定の辞退……（〃）……二
▽農業振興地域の区域の変更……（農業経営室）……二
▽農業振興地域の指定の解除（三件）……（〃）……三
▽保安林予定森林にする旨の通知（五件）……（治山室）……三

公告

▽都市計画の変更の案（三件）……（都市企画室）……五
▽開発行為に関する工事の完了……（建築指導室）……六
▽土地改良区の役員の退任……（東広島地域事務所）……六
▽土地改良事業の工事の完了……（〃）……六
▽土地改良区の役員の就任及び退任……（備北地域事務所）……六

教育委員会教育長公告

▽広島県縮景園の臨時開園……七

選挙管理委員会告示

▽選挙権を有する者の総数の三分の一の数……七
▽個人演説会等を開催することができる施設についての変更……七

公安委員会告示

▽遊技機の型式の検定の告示……七
▽平成十七年四月二十五日付け広島県報（定期）第三十一号中広島県告示第六百七号の訂正……八

告示

広島県告示第千十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤田雄山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
大石病院	福山市川口町一丁目七番一五号	平成二一年一二月一三日	更新
日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下一八四四番地	平成二一年一二月一三日	更新

広島県告示第千十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
寺岡内科医院	呉市本通五丁目一〇―一五	平成一八年七月一日
中川脳神経外科病院	呉市三条一丁目三―一四	平成一八年一一月一日
さくらクリニック	尾道市向島町五四三七―一	平成一八年一〇月一日
サンクリニック	東広島市西条町西条東山崎一二八一―五	平成一八年一〇月一日
瀬分皮膚科アレルギー科	東広島市西条岡町三番九号	平成一八年一一月一日
網本内科消化器科医院	廿日市市平良二丁目一〇―三七	平成一八年一一月一日
大附歯科医院	呉市本通八丁目九―一	平成一八年一〇月一日
西川歯科医院	呉市広中新開二丁目六―五一	平成一八年一〇月一〇日

メディエント尾道西薬局	尾道市神田町三―一一	平成一八年一一月　九日
日本調剤　上下薬局	府中市上下町上下九七〇―三	平成一八年一〇月　一日
平良しみず薬局	廿日市市平良二―一〇―三六	平成一八年一一月　一日

広島県告示第千十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

名称 新	名称 旧	所在地	変更年月日
特定医療法人紅十字会 聖ラザロ病院	佐々木病院	呉市焼山南一丁目八番二号	平成一八年九月一日
谷口歯科クリニック	谷口歯科医院	大竹市小方一丁目一三番三二号	平成一五年六月一日

広島県告示第千十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

名称	所在地	廃止年月日
伊藤耳鼻咽喉科医院	呉市警固屋四丁目一〇―八	平成一八年一〇月　一日
中川脳神経外科病院	呉市三条一丁目三―一四	平成一八年一〇月三一日
サンクリニック広島	東広島市西条町西条東山崎一二八一―五	平成一八年　九月三〇日
伊関神経科クリニック	廿日市市地御前一―二―二三	平成一八年　九月二九日
宮島クリニック	廿日市市宮島町一一八五―一	平成一八年　九月三〇日
さくらクリニック	尾道市向島町五四三七―一	平成一八年　八月三一日
灘田歯科医院	呉市中央一丁目三―五	平成一八年　九月三〇日
大附歯科医院	呉市本通八丁目九―一	平成一八年　九月三〇日

伊藤歯科医院	呉市海岸二丁目八―一三	平成一八年　六月二五日
西川歯科医院	呉市広中新開二―五―七	平成一八年一〇月　九日
中歯科医院	三原市本町三―一四―一三	平成一八年　七月二六日
ケヤー陽光台薬局	廿日市市陽光台五丁目一三―四	平成一三年一二月三一日

広島県告示第千十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十一条第一項の規定の規定によって、次の指定施術者から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

氏名	住所	業務の種類	辞退年月日
小林　清	呉市神原町一―二	はり・きゅう	平成一八年　九月一三日

広島県告示第千十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によって、昭和四十八年広島県告示第二百三十号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

名称	変更後の区域
福山農業振興地域	福山市のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第千七百十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号、平成十三年広島県告示第八百九十八号及び平成十七年広島県告示第八百三十八号、平成六年広島県告示第三百六号、平成八年広島県告示第百二十八号で定められた都市計画の市街化区域及び大門町野々浜のうち市街化区域界、県境及び海岸線に囲まれた区域）、茶色で着色した部分（市街化区域に囲まれた部分に該当する区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇二、七〇四から七一五まで、七三九から七四三まで、［ただし、七四二のイを除いた区域］、七五〇から七五三まで、七五五、七五八から七七五まで、七七七から七八一まで、七八九から七九一まで）、赤色に着色した部分（昭和五十年二月一日に福山市に編入された深安郡加茂町のうち、昭和四十三年農林省訓令第四十五号に基づき定められた民有林の林班番号一二、一三、一五の区域）、桃色に着色した部分（瀬戸内海国立公園第一種及び第二種特別地域）、黄緑色に着色した部分（山野峡県立自然公園の区域）及び青色に着色した部分（昭和四十四年広島県告示第八百八十六

号及び昭和四十九年広島県告示第六百四十五号、昭和二十九年広島県告示第百号、平成十三年広島県告示第三百三十七号で定められた港湾法に基づく港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十一年広島県告示第千三十八号、昭和四十一年広島県告示第千三十一号、昭和五十年広島県告示第八百八十百三十六号、昭和五十三年広島県告示第三百六十三号、昭和五十四年広島県告示第五七百八十四号、昭和五十五年広島県告示第二百二号、昭和六十二年広島県告示第第千七十八号で定められた港湾法に基づく港湾隣接区域）に該当する土地の区域を除いた区域。（別図略）

広島県告示第千十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によって、昭和四十八年広島県告示第千百五号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

内海農業振興地域

広島県告示第千十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によって、昭和四十八年広島県告示第二百三十号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

神辺農業振興地域

広島県告示第千十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によって、昭和四十八年広島県告示第九百九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県福山地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　新市農業振興地域

二　沼隈農業振興地域

広島県告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字鈴張字宮岡五四五、五四九、五五二、字下中祖一八七九の一

二　指定の目的

土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区小河原町字木ノ宗一〇、字持寄三二

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木ノ宗一〇・字持寄三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区狩留家町字高八真平三四〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐南区沼田町大字伴字日山二四七、二六六、字流田七四二九から七四三一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日山二四七・二六六・字流田七四二九から七四三一まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安佐北区安佐町大字久地字日浦山四四三一、四四五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日浦山四四三一・四四五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画区域区分

二　都市計画を変更する土地の区域

大竹市晴海二丁目の一部

大竹市東栄三丁目の一部及び御幸町二一二九番二一号地先

広島市安佐南区山本新町一丁目、山本新町二丁目、本新町三丁目及び山本町の各一部

広島市安佐南区伴南四丁目及び佐伯区五日市町大字石内の各一部

広島市佐伯区五日市港三丁目、五日市町、海老山南一丁目及び海老山南二丁目の各一部

三　都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

大竹市都市計画課

広島市企画総務局企画調整部都市計画担当

広島市安佐南区役所

広島市佐伯区役所

四　縦覧期間

平成十八年十二月十四日から平成十八年十二月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画用途地域

二　都市計画を変更する土地の区域

大竹市晴海二丁目の一部

大竹市東栄三丁目の一部及び御幸町二一二九番二一号地先

三　都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

大竹市都市計画課

四　縦覧期間

平成十八年十二月十四日から平成十八年十二月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画区域区分

二　都市計画を変更する土地の区域

尾道市美ノ郷町の一部

福山市沼隈町の一部

三　都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

尾道市都市部都市デザイン課

福山市建設局都市部都市計画課

四　縦覧期間

平成十八年十二月十四日から平成十八年十二月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十四日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町字ソカウタ四一三五番一の一部、四一三五番一地先から四一三三番一地先道路、同郡同町字馬場六〇二四番一、六〇二四番二、六〇二五番一、六〇二五番二、六〇二六番一、六〇二六番二、六〇二六番四、六〇二六番五、六〇二六番二地先から六〇二四番二地先水路

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区平河町二丁目七番二号

株式会社アーバンコミュニティ

代表取締役　石川　裕一

東広島市高屋町造賀土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県東広島地域事務所長　日　當　康　典

（退任役員）

職名	氏名	住所
理事	日名田　静美	東広島市高屋町造賀五五四六―二
	廣川　春三	東広島市高屋町造賀二九四六

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県東広島地域事務所長　日　當　康　典

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
竹原市	毛木西地区	農業用道路整備事業	平成八年三月四日

比婆郡比和町土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年十二月十四日

広島県備北地域事務所長　堂　本　雅　彦

（就任役員）

職名	氏名	住所
理事	梅津　孝晴	庄原市比和町比和四八六
	曽根田　満穂	庄原市比和町森脇九四八
	松島　博	庄原市比和町森脇一五二―二
	渡邉　洋二	庄原市比和町古頃一〇八六
	平岡　哲司	庄原市比和町木屋原一〇五九
	和田　勅相	庄原市比和町三河内甲一九〇三
	津田　登	庄原市比和町三河内三二一三
監事	加藤　正道	庄原市比和町森脇甲一〇四〇
	次山　俊三	庄原市比和町三河内三四六

（退任役員）

職名	氏名	住所
理事	足立　光則	庄原市比和町比和九一六―八
	柿原　勸	庄原市比和町森脇一〇一九
	管田　吉登	庄原市比和町森脇一六二三
	竹田　和光	庄原市比和町古頃七〇七
	高橋　静松	庄原市比和町木屋原五八五―三
	和田　勅相	庄原市比和町三河内甲一九〇三
	吉原　雅典	庄原市比和町三河内甲二五三九―二
監事	松島　光則	庄原市比和町森脇一四三―七
	武原　健	庄原市比和町三河内六五六

教育委員会教育長公告

広島県縮景園を、平成十九年一月一日午前九時から午後三時まで臨時に開園する。

平成十八年十二月十四日

広島県教育委員会
教育長　関　靖　直

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年十二月十四日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

二、九八七

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用される公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、尾道市選挙管理委員会及び江田島市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年十二月十四日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

指定施設		変更事項	変更後
名称	所在地	名称	ふきふきサロン久保
久保老人憩の家	尾道市西久保町二八番四五号	名称	ふきふきサロン栗原
栗原南老人憩の家	尾道市栗原東一丁目一〇番一号	所在地	尾道市栗原東一丁目一〇番九号
栗原北老人憩の家	尾道市栗原町一〇九九一番地	名称	いきいきサロン栗原北
立花公民館	御調郡向島町立花一三八五番地の二	所在地	尾道市向島町立花一三八五番地二
江田島町コミュニティセンター	安芸郡江田島町小用二丁目一七番一号	名称	江田島コミュニティセンター
		所在地	江田島市江田島町小用二丁目一七番一号

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第54号

次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に定める技術上の規格に適合していると認めるので，規則第９条第１項の規定により告示する。

平成18年12月14日

広島県公安委員会
委員長　高　須　司　登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名（住所）	製造業者名（住所）
6S1076	告示の日（平成18年12月14日）から３年間	回胴式遊技機	ピカスロ1	株式会社ヤーマ（代表取締役　耕一　東京都大東区東上野一丁目19番６号）	左同
6S1091	同上	同上	Jack-30	同上	左同
6S0385	同上	同上	俺たちTIM	株式会社オリンピア（代表取締役　勝也　嶺井　東京都台東区東上野二丁目11番７号）	左同
6S1135	同上	同上	南国美人-30	同上	左同

正　誤

平成十七年四月二十五日付け広島県報（定期）第三十一号に登載の広島県告示第六百七号（昭和四十八年広島県告示第百七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を改正する告示）の一部を次のように訂正する。

環境部環境対策局環境対策室長

ページ	段	行	誤	正
二	上	六	地域に限る。）	地域に限る。）に限る。）

R100
古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています